

2021年9月30日

京都府知事 西脇 隆俊 様

日本共産党京都府議会議員団

団長 原田 完

緊急事態宣言解除後の飲食店営業時短要請について 緊急申し入れ

28日、京都府は緊急事態宣言解除後の措置として京都市や宇治市など府南部の16市町村の飲食店などに対して、営業時間の短縮を要請することを決めた。10月21日まで営業時間は午後8時まで、酒の提供は換気や消毒の徹底など一定の条件を満たせば午後7時半まで認めるもの。営業時間短縮協力金はこれまでの額から引き下げられている。

また府の認証を受けている店舗には営業時間と酒の提供時間の延長をそれぞれ1時間ずつ認めるとしている。この認証による営業時間の延長については、9月28日に発表し10月1日から実施するという急な措置であり、多くの混乱を招いている。飲食店をはじめ多くの府民から「あまりに突然で対応できない」「認証だけでなく営業が続けられる補償を」との声が多数寄せられ、「認証を受けようとして電話しても窓口につながらない」「基準が実施できるか不安のためらう」「認証の是非で格差をつけないでほしい」と緊急に改善を求める声が寄せられている。

京都府の感染対策の認証を受けている飲食店は、今月22日の時点で府全体1934店、対象である約1万4千店の10%強にとどまっている。府は認証制度の利用を呼び掛けているが、認証は府から委託を受けた調査員が店舗を訪問し、座席の間隔確保、二酸化炭素を測定できるセンサー使用など換気、マスクや手袋など38項目の基準チェックを必要としている。さらに認証の申請期間は10月31日までとしており、要望されている飲食店などに遅滞なく対応できるか憂慮されている。

については以下の点での改善を緊急に求める

- 1 営業時間短縮協力金については、これまでの緊急事態宣言と同様の金額とし、早急に支給できる体制を組むこと
- 2 認証制度については、現行の状況では大きな格差が生じる恐れが強く、以下の点の改善を求める
 - ・認証希望者の承認を迅速に行う体制を整備すること
 - ・認証を希望している飲食業者については、営業時間の延長など柔軟な対応を行うこと
 - ・認証の承認は遡及して行い、損失が生じないようにすること
 - ・認証に困難を感じている飲食店に対しても個別に相談できる体制を作ること
- 3 認証制度はそもそも感染拡大防止のために導入されたものであり、それによって営業の格差を生じないように配慮すべきである。制度の在り方を含め今後の検討を求める

以上